

答申第 181 号

平成 16 年 7 月 12 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 5 月 21 日付けで諮問された県立高等学校教員の人事異動に関する
検討資料等一部非公開の件(諮問第 252 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書について不服申立ての対象となった情報のうち、勤務期間に係る情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成15年2月28日付けで、平成15年4月の県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書(以下「本件行政文書」という。)を非公開又は一部非公開とした処分のうち、次に掲げる処分の取消しを求め、というものである。

ア 高校人事企画担当職員等が作成した県立高校校長からのヒアリングメモ(以下「校長からのヒアリングメモ」という。)を非公開とした処分

イ 高校人事企画担当職員等が作成したその他の検討文書及び説明文書一切(以下「その他の検討文書等」という。)を非公開とした処分

ウ 高校人事企画担当課長代理作成の検討文書及び説明文書一切(以下「課長代理作成の検討文書等」という。)を作成していないとして、非公開とした処分

エ 全通信制教員が2002年10月頃作成した職員現況・意向調書(以下「職員現況・意向調書」という。)を非公開とした処分のうち、2003年4月1日時点における退職及び転任の各希望の有無(以下「退職及び転任の希望の有無」という。)並びに各転任希望者の性別、年齢、勤続年数及び転任先等の希望内容を非公開とした処分

オ 県立高校校長が作成した2003年度教職員需給調査表(以下「教職員需給調査表」という。)を一部非公開とした処分のうち、転任に関する意見を表す部分(以下「人事上の意見」という。) 教員の退職理由及び転任希望者一覧表を非公開とした処分

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、個人

に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第4号に該当するとして校長からのヒアリングメモ、その他の検討文書等及び職員現況・意向調書を非公開とし、教職員需給調査表を一部非公開とした処分及び課長代理作成の検討文書等を作成していないとして非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

- (ア) 校長からのヒアリングメモは、転任の当否、効力を検討する上で必要不可欠であるが、教育委員会は何がどれに該当するかを特定して指摘することなく漫然と非公開条項を提示している。校長からのヒアリングメモが、特定の教員を名指ししている場合その氏名のみ非公開とすれば足りるものであり、もし、公開により校長個人の利益を害するとすれば、その利益は保護されるべきではない。
- (イ) 転任の合法性、公正性を調べるために転任の実態を知るには、教員の意向と転任の有無及び転任先等を全員について調べる必要がある。それらを分析するために、少なくとも性別、年齢、勤続年数及び転任希望がある場合の希望内容程度は必要である。この場合、各教員の氏名等を公開しないことで一応各教員と上記指標は切り離される。
- (ウ) 特定の教員が定年退職することは、その職務上当然のことであって、少なくともその者が定年の年齢にあることは、非公開とされるべき個人情報には当たらない。
- (エ) 転任希望は、各教員の職務上の転任の基本的な理由・根拠であり、それ自体非公開とされるべき個人情報には当たらない。なお、一つの学校全体で転任希望者が皆無であれば、それはその学校の教育環境が良質だからであり、逆に全員が転任希望者であれば、それはその学校

の教育環境が劣悪だからであり、教員各人の問題ではない。

(オ)実施機関が非公開とした部分が、仮に個人情報に該当するとしても、人事異動の問題などは、条例第5条第1号ただし書ウに該当する。また、体調の悪い教員の異動に関しては、人の生命、身体及び健康に関わってくる場合があるので同号ただし書エに該当する。

イ 条例第5条第4号該当の点について

(ア)教育委員会は、不服申立人が請求する情報が公開されると「人事異動に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす」と説明しているが、具体的な説明が全くない。具体的に説明するべきである。

(イ)教育委員会は人事管理上の支障を言っているが、現在の状況としてチェック機能が働かない以上、隠すことよりも、不公正な人事が行われることを防ぐためにも公開すべきである。人事管理の円滑さは阻害されるかも知れないが、公正さは確保されると考える。

ウ 文書が存在しないことについて

(ア)内示書作成前であっても、転任の権限を有する教職員課長及び転任案の下準備を総括する高校人事企画担当課長代理に対する説明文書等が全くないことはあり得ない。

(イ)高校人事企画担当課長代理は、人事異動の下準備を担当する職員の長として、逐次教職員課長に報告すると考えることが自然である。

(ウ)内示については、教職員課長が事実上の最終的な承認を行う手続があるはずであり、その予想日から実質的に10日も前でない不服申立人の公開請求日において、高校人事企画担当課長代理の教職員課長あて報告書が全くないということは不自然である。加えて、高校人事企画担当課長代理は、人事異動の下準備の担当者の長として、他の担当者との関係で、種々の検討文書を作成していると考えられる。

3 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を非公開又は一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 15 年 4 月の県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書であり、本件行政文書に記載された次の情報は非公開とした。

ア 校長からのヒアリングメモ及びその他の検討文書等

高校人事企画担当職員が、各県立高等学校長から異動に係るヒアリングを行う際、職員現況・意向調書を複写し、その余白に聞き取った内容や人事管理上の情報等を加筆したものである。

イ 課長代理作成の検討文書等

高校人事企画担当課長代理が人事異動を検討及び説明した文書である。

ウ 職員現況・意向調書

各県立高等学校教員の住所、年齢、学歴、家族状況、健康状態並びに転任希望の有無及び内容等が記載された文書である。このうち、不服申立ての対象とされたのは、退職及び転任の希望の有無並びに各転任希望者の性別、年齢、勤続年数及び転任先等の希望内容である。

エ 教職員需給調査表のうち、人事上の意見、教員の退職理由、教員の年齢、退職予定者の臨任等としての任用希望の有無、休職者の職名、氏名、休職期間及び休職事由等並びに転任希望者一覧表

当該調査表は、各県立高等学校における翌年度の各教科及び科目ごとの教員の増加、補充予定並びに退職予定者等が記載された文書である。このうち、不服申立ての対象とされたのは、人事上の意見、教員の退職理由及び転任希望者一覧表である。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 校長からのヒアリングメモ、その他の検討文書等及び職員現況・意向調書に記載の情報は、各教員の氏名、年齢、住所、生年月日、家族状況、健康状態及び転任の希望の有無など個人に関するものである。これらの情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであり、また、個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(イ) 教職員需給調査表のうち、教員の退職理由には、定年、勸奨及び自

己都合など各教員の退職理由が記載されている。退職理由が定年である場合、当該者の年度末時点での年齢が60歳であることが判明することとなる。また、勸奨及び自己都合で退職した場合は、当該者の内面の意思を表すこととなり、個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、当該情報は条例第5条第1号本文に該当する。

(ウ) 教職員需給調査表のうち、転任希望者一覧表を公開すると、転任希望の有無という各教員の内面の意思が明らかとなる。また、転任希望者一覧表に記載の者がいない所属の場合、当該校に所属する教員は、全て異動を希望しなかったという内面の意思が同様に明らかとなる。以上のことから、当該情報は条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 本件行政文書は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しない。

(イ) 本件行政文書は、人事管理上保有する身分取扱いに関する情報であるため、条例第5条第1号ただし書ウの「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」には該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

校長からのヒアリングメモ、その他の検討文書等、職員現況・意向調書並びに教職員需給調査表の転任希望者一覧表及び人事上の意見には、転任希望の有無、転任希望地域及び校長から高校人事企画担当職員が聞き取った人事管理上の情報等が記載されており、これらの情報が公開されると、今後、反復継続される人事異動に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすなど、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生ずることとなり、条例第5条第4号に該当する。

(4) 文書が存在しないことについて

高校人事企画担当課長代理は、人事異動の総括を行う立場であるので、

各教員の異動について、検討文書及び説明文書を作成していない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成15年4月の県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書である。本件行政文書に記載された次の情報を実施機関は非公開とした。

ア 校長からのヒアリングメモ及びその他の検討文書等

イ 課長代理作成の検討文書等

ウ 職員現況・意向調書

エ 教職員需給調査表のうち、人事上の意見、教員の退職理由、教員の年齢、退職予定者の臨任等としての任用希望の有無、休職者の職名、氏名、休職期間及び休職事由等並びに転任希望者一覧表

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、次のとおりである。

ア 校長からのヒアリングメモ及びその他の検討文書等

イ 課長代理作成の検討文書等

ウ 職員現況・意向調書のうち、退職及び転任の希望の有無並びに各転任希望者の性別、年齢、勤続年数及び転任先等の希望内容

エ 教職員需給調査表のうち、人事上の意見、教員の退職理由及び転任希望者一覧表

以下、不服申立ての対象とされた情報について検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観

点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下の判断に当たって、特に必要と認められた場合に限って、この点について触れることとする。

(ウ) 校長からのヒアリングメモ及びその他の検討文書等

校長からのヒアリングメモ及びその他の検討文書等は、高校人事企画担当職員が、各県立高等学校長から異動に係るヒアリングを行う際、職員現況・意向調書を複写し、その余白に聞き取った内容や人事管理上の情報等を加筆したものである。これらの情報は、各教員に関する校長意見及び評価等を含むものであり、後述する職員現況・意向調書の複写と一体となっていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められるので、

同号本文に該当すると判断する。

(エ) 職員現況・意向調書

職員現況・意向調書について不服申立ての対象とされたのは、退職及び転任の希望の有無並びに各転任希望者の性別、年齢、勤続年数及び転任先等の希望内容であり、不服申立人は、各教員の氏名等を公開しないことでそれ以外の情報は個人識別情報に該当しなくなると主張している。しかし、当該文書は、各教員が転任の希望、家族状況及び健康状態等を記載したものであり、こうした当該文書の性格からすると、当該文書は全体が個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。

(オ) 教職員需給調査表

a 教員の退職理由は、個人に関する情報であって、既に公開されている氏名と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

b 転任希望者一覧表は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

なお、転任希望者一覧表に記載の者がいない所属の場合、当該校に所属する教員は、すべて異動を希望しなかったという内面の意思が明らかとなる。そして、職員録等の容易に取得できる他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得ると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」とは認められないので、同号ただし書アに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

- a 校長からのヒアリングメモ、その他の検討文書等、職員現況・意向調書及び教職員需給調査表の転任希望者一覧表に記載された教員の氏名は、教育委員会が人事管理上保有する教員の身分取扱いに関する情報であり、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとは認められないので、当該情報は、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- b 教職員需給調査表の教員の退職理由については、退職者の氏名を実施機関自らが発表した事実は認められるが、退職の理由を実施機関自らが発表した事実は認められない。したがって、当該情報は慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- c 本件行政文書に記載されているその余の情報については、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

- a 校長からのヒアリングメモ及びその他の検討文書等は、教育委員会が人事管理上保有する教員の身分取扱いに関する情報である。したがって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。
- b 職員現況・意向調書及び教職員需給調査表の転任希望者一覧表に記載されている情報のうち、勤務期間に係る情報は、公務員の職務の遂行に関して記載されたものと認められる。したがって、勤務期

間に係る情報については、同号ただし書ウに該当すると判断する。

職員・現況意向調書及び教職員需給調査表の転任希望者一覧表に記載されているその余の情報については、人事管理上の必要から記載された教員の身分取扱いに関する情報であるため、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

- c 教職員需給調査表の教員の退職理由については、定年、勸奨及び自己都合等の各教員の退職理由が記載されている。当該情報は教員個人の各々の事情に係る情報であり、公務員の職務の遂行に関して記載されたとは認められない。したがって、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(オ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については公開することを規定している。

不服申立人は、本件行政文書について、体調の悪い教員の異動に関しては、人の生命、身体及び健康に関わってくる場合があるので同号ただし書エに該当すると主張する。しかし、体調の悪い教員にとって本件行政文書が公開されたとしても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することにはならないので、同号ただし書エに該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第4号該当性について

- ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関又は独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

- イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができる。

るもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関は、本件行政文書のうち、校長からのヒアリングメモ、その他の検討文書等、職員現況・意向調書並びに教職員需給調査表の転任希望者一覧表及び人事上の意見については、転任希望の有無、転任希望地域及び校長から高校人事企画担当職員が聞き取った人事管理上の情報等が記載されており、これらの情報が公開されると、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じることとなり、条例第5条第4号に該当すると説明している。

エ しかしながら、前記(4)で条例第5条第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断した情報については、条例第5条第4号該当性を判断する必要はないと解される。したがって、職員現況・意向調書及び教職員需給調査表の転任希望者一覧表に記載されている勤務期間に係る情報並びに教職員需給調査表の人事上の意見について以下に検討する。

(ア) 勤務期間に係る情報について

勤務期間に係る情報は、各教員の現在及び過去の勤務校での勤務期間を表しているに過ぎず、勤務期間に係る情報を公開しても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、当該情報は、条例第5条第4号に該当しないと判断する。

(イ) 教職員需給調査表の人事上の意見について

教職員需給調査表の人事上の意見は、当該調査表において校長が意見を記載したものであり、これらの情報を公開すれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該情報は、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(6) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規

定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記（４）及び（５）において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

（７）文書が存在しないことについて

ア 不服申立人は、高校人事企画担当課長代理は人事異動の下準備を担当する職員の長として、逐次教職員課長に報告すると考えることが自然であり、内示については、教職員課長が事実上の最終的な承認を行う手続があるはずであり、その予想日から実質的に 10 日も前でない不服申立人の公開請求日において、高校人事企画担当課長代理の教職員課長あて報告書が全くないということはありません。加えて、高校人事企画担当課長代理は、人事異動の下準備の担当者の長として、他の担当者との関係で、種々の検討文書を作成しているはずである旨主張している。

イ 他方、実施機関は、高校人事企画担当課長代理は校長及び教頭以外の人事異動の総括を行う立場であるので、各教員の異動について、検討文書及び説明文書を作成していない旨説明している。

ウ 高校人事企画担当課長代理は、各教員の異動についてはあくまでも総括を行う立場であり、各教員の異動について検討文書及び説明文書を作成する任務に当たってはいいないことがうかがえる。したがって、高校人事企画担当課長代理自らが各教員の異動について検討文書及び説明文書を作成していないとする実施機関の説明は不合理であるとはいえない。

エ 以上のことからすると、課長代理作成の検討文書等は存在しないとの実施機関の説明は首肯できる。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 5 月 21 日	諮問
5 月 30 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 30 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月 7 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 2 月 17 日 (第 31 回部会)	審議
3 月 12 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する 意見書を受理 指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
3 月 18 日 (第 32 回部会)	審議
4 月 26 日 (第 33 回部会)	審議
5 月 10 日 (第 34 回部会)	審議
6 月 16 日 (第 35 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 16 年 7 月 12 日現在) (五十音順)